

入札説明書

令和7年5月10日付け公告の公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）に係る一般競争入札については、下記のとおり執行します。

記

1 競争入札に付する事項等

- ① 調達案件の名称 愛知県体育館受変電設備保守点検業務
- ② 調達案件の仕様等 別紙仕様書のとおり
- ③ 履行期間 令和7年7月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで
- ④ 履行場所 愛知県体育館（名古屋市中区二の丸1-1）
- ⑤ 入札方法

ア この入札は、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団財務規程（以下「財務規程」という。）に基づき、紙による入札書の提出により実施します。

イ この入札に関する提出書類は、3①イに示す事務所への持参又は、郵送での提出とします。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のすべてに該当するものであること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結。以下「合意書」という。）1（1）アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。
- ③ 公告の日から開札の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受及び役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年度・令和7年度）「役務の提供等」のうち中分類「建物等各種施設管理」、小分類「機械設備保守点検」に登録されている者であること。

3 入札参加資格の確認に関する事項

① 入札参加資格の確認手続

入札参加者は、次により入札参加資格確認申請書類（以下「資格確認申請書類」という。）を提出しなければなりません。

なお、提出した資格確認申請書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

ア 提出書類及び提出方法

a 入札参加資格確認申請書

別紙様式1

b 過去2年間の実績報告書

別紙様式2

c 2④の資格を有することを証明する書類

d 上記 a、b、c について、イに記載の場所へ持参又は郵送により、令和7年5月20日(火)午後5時までに提出してください（必着）。

なお、持参する場合は、曜日に関係なく午前9時から午後5時までの間とします。

イ 提出先

愛知県体育館 名古屋市中区二の丸1-1 (郵便番号460-0032)

電話(052)971-2516

ウ 資格確認結果の通知

入札参加者から提出された資格確認申請書類に基づき、財団において当該入札参加者の入札参加資格を確認し、その結果を電話連絡により通知します。

エ その他

a 資格確認申請書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

b 提出された資格確認申請書類は返却しません。なお、これらの書類は原則として公表せず、資格の確認以外の目的で使用しません。

② 入札参加者の資格喪失

入札参加資格があると認められた者が、入札期日までにおいて次の事由に該当することとなったときは、入札参加資格を失うものとします。

ア 仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、業務執行が困難と見込まれたとき。

ウ その他本件業務に着手し、又は本件業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

4 入札

入札参加者は、別紙様式3の入札書を作成し、別紙様式4に示す表記をした封筒に入れ、封かんの上、3①イに示す提出先へ受付期間内に提出しなければなりません。

① 入札受付期間

令和7年5月29日(木)から5月30日(金)までの午前9時から午後5時まで

② 入札金額

ア 入札は総価により行います。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札書の日付は、入札日を記入すること。

③ 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態であると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがあります。

5 開札

① 日時及び場所

令和7年6月3日(火)午後2時00分～

愛知県体育館 第3会議室

② 立会い

開札は、入札者立会いの上で行います。

なお、入札者が立会わないときは、当該入札事務に関係のない職員の立会いの上で行います。

③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札のないときは、2回まで入札を行いますので、あらかじめ別紙様式3の入札書を作成し、別紙様式4に示す表記をした封筒に入れ、封かんの上、ご用意ください。2回目の入札を行い予定価格以内の入札がなかった場

合は、2回目の入札において最低価格を提示した方と協議のうえ、随意契約を行います。

④ 出席

代理人が出席する場合は、委任状を開始前に提出してください。

6 入札に対する質問

この入札説明書、契約書（案）、入札方法等に関する質問は、次の期限までに下記へ連絡してください。

質問受付期限 令和7年5月20日(火)午後5時まで

問い合わせ先 愛知県体育館 電話（052）971-2516

7 その他

① 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

② 入札保証金の免除等

入札参加者は、財務規程第100条の規定により、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（財務規程第102条の定める入札保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）を納めなければなりません。ただし、入札参加者が過去の実績から判断して、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部を免除するものとします（財務規程第101条）。

③ 入札保証金の還付等

ア 入札保証金は、落札者決定後に還付します。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付します。なお、予定価格を上回る金額で入札を行った者については、入札終了後直ちに還付します。

イ 入札保証金の還付を受ける場合には、領収証書等を出納員に提出するものとします。

ウ 落札者が納付した入札保証金については、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができます。

エ 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することはできません。

オ 入札保証金を納付した落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は財団に帰属します。

④ 入札の無効

財務規程第99条（入札の無効）に該当する入札を行った入札は無効とします。

⑤ 落札者の決定方法

ア 競争入札参加資格、仕様書等の要求要件をすべて満たし、入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとします。

⑥ 落札者に要求される事項

落札者に決定した者は、落札決定後、直ちに別紙様式5の設計書を3①イに記載の場所へ提出しなければなりません。

⑦ 契約の締結

落札者と別添の契約書により契約を締結します。ただし、開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者に不正等の実態があった場合は、原則として契約を締結しないものとします。

⑧ 妨害等に対する報告義務等

契約の履行に当たり、妨害等を受けた場合は、速やかに財団に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがあります。

⑨ 契約保証金

契約を締結しようとする者は、財務規程第78条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を契約締結日までに納めなければなりません。ただし、財務

規程第79条の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。